

「電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習」の開催について

道路運送車両法施行規則第57条第7号及び第62条の2の2第1項第7号に定める「電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習」を下記のとおり開催しますのでお知らせします。

記

1. 講習対象者

次のすべての要件を満たす者を対象とします。

- ① 電子制御装置整備を行う事業場の整備主任者として選任しようとする者であって、現に整備主任者として選任されている者（一級大型、一級小型自動車整備士の技能検定に合格した者を除く。）、又は下記に掲げる自動車整備士技能検定に合格した者
 - ・一級二輪自動車整備士、二級整備士、自動車電気装置整備士、自動車車体整備士
- ② 電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習の実習講習（これと同等以上と認められる研修等を含む。）を修了している者

2. 開催日時及び場所

開催日	場 所	開催時間	定 員
令和8年6月25日（木）	島根運輸支局 2階会議室	第1回 10:00～	各回とも18名
令和8年7月9日（木）	松江市馬潟町43-3	第2回 13:30～	

受付は、各会場開催時間の30分前より行います。

講習時間は、学科1時間程度、試問30分です。

3. 講習内容

- (1) 学科（自動車特定整備事業（電子制御装置整備に係る項目に限る。）に係る法令等に関すること。）
- (2) 試問（筆記試験：試問までに学科講習及び実習講習を受講された方のみ対象となります。）

4. 受講申請受付期間

受付期間：各開催日の閉庁日を除く2日前まで

（但し、定員になり次第、締め切らせていただきます。）

5. 受講申請方法等

受付窓口：中国運輸局島根運輸支局 検査・整備部門

【申請必要書類】

- ①受講申請書及び受講票（いずれも写真の貼付が必要です。）
- ②実習受講証の写し
- ③自動車整備士の技能検定に合格したことを証する書面
（自動車整備士合格証書又は自動車整備士手帳等の写し）

②、③は、（一社）島根県自動車整備振興会で確認済みのものについては添付省略できます。
なお、受講申請書及び受講票は、中国運輸局のホームページ等から入手できます。

※中国運輸局HP (http://www.tb.mlit.go.jp/chugoku/00001_00399.html)

6. 当日持参するもの

- ・筆記用具（試問を受ける方は必ず鉛筆（シャープペンシル）及び消しゴムを持参ください）
- ・電子制御装置整備の整備主任者資格取得講習テキスト（タブレット等にダウンロードされたものも可能です。）

なお、講習テキストは中国運輸局のホームページ等から入手できます。

※中国運輸局HP (http://www.tb.mlit.go.jp/chugoku/00001_00399.html)

<問い合わせ先>

〒690-0024

松江市馬潟町43-3

中国運輸局島根運輸支局 整備担当

TEL 0852-37-2138